

伊万里小学校いじめ防止基本方針

伊万里市立伊万里小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため「伊万里小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくりします。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

また、平成18年に伊万里市が行った、「いじめなし都市宣言」に則り、学校・家庭・地域が、それぞれのもつ役割を明確にし、一体となって、いじめなし都市の実現に向けて取り組む所存です。

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの『未然防止』

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心を育み、児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さに気づく道徳の授業や学級指導を行う。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは、決して悪いことではないこともあわせて指導する。

＜教員に対して＞

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、授業づくりや集団づくりお行う。
- ・児童の思いやりの心を育み、命の大切さに気づかせる道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を6月と12月の年に2回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解を深め、実践力を高める。
- ・校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめの問題」に関する児童会としての取り組みを行う。
- ・いつでも、だれにでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・年度当初に育友会総会や学校評議員会等で「学校いじめ防止基本方針」について説明する。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、まちづくり運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 いじめの『早期発見・事案対処』

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・定期的なアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内での情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたあるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることか気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

4 学校いじめ防止対策委員会（法第 22 条）

(1) 設置

「いじめ防止対策推進法」22 条及び「伊万里市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等を実効的に行うための「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 目的

学校が設置するいじめ防止等の措置を実効的に行うため

(3) 委員会の構成及び委嘱

委員は、教職員の他、心理、福祉等に関連する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成する。本校の教職員以外は、校長が委嘱する。

(4) 役割

- ・いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。

- ・特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず全て当該組織に報告・相談し、当該組織が、その情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ・加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が、その情報の集約と共有化を図る。
- ・学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルで検証する役割を担う。

① いじめの覚知

各教職員・・・通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。

管理職・・・教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの認知

対策委員会・・・覚知後、いじめの事実を確認するための調査を行い、認知の判断をする。いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議する。

校長・・・対策委員会の方針を決定し、関係者に指示する。

(5) 内容

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関すること
- ・相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること
- ・訴えがあったいじめの調査に関すること
- ※ いじめの相談があった場合に、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行うこと
- ・覚知・認知されたいじめの解消に関すること

(6) 学校評価として

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に取組状況について評価を行い、次年度に向けた取組の改善に活かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

○ 『伊万里市小中学校におけるいじめ発生時のフロー』に応じて対応する。

・いじめの事実を確認した場合の伊万里市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、伊万里市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、育友会や地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について話し合いを勧めることを願います。

○ 『伊万里市いじめなし都市宣言』～思いやりの心あふれるまちづくりを目指して～を参考に『学校づくり』『家庭づくり』『地域づくり』に取り組みます。